

平成 2 3 年度東京都自立支援協議会
(第 3 回)

平成 2 4 年 2 月 2 3 日

福祉保健局

(午前10時03分 開会)

○三木課長 大変お待たせいたしました。定刻を過ぎておりますので、ただいまから平成23年度第3回東京都自立支援協議会を開催させていただきます。

本日は、年度末のお忙しいところ、また、雨で足元の悪い中、委員の皆様におかれましては、本協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、障害者施策推進部事業調整担当の三木と申します。本日、進行を赤塚会長にゆだねるまでの間、司会進行を務めますので、よろしくお願いいたします。

それから、本協議会につきましては、会議の内容、それから議事録とも、原則公開とさせていただきます。一部非公開の資料につきましては、委員の皆様のみの配付とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

はじめに資料の確認をお願いいたします。委員の皆様には、事前に、資料を(案)という形で送付させていただきましたが、本日は、追加資料も合わせまして、机上に配付してございます。事前に送付した内容に追加したのもございますので、よろしくお願いいたします。

簡単に申し上げますと、一番上に次第、それから委員の名簿、続きまして、本日の皆様の出欠状況。こちらについては、後ほど欠席の委員のご案内をいたします。座席表や形式的な資料でございます。その後、本日の議事に関します1番目、とじられておりますものが、まず、議事(1)相談支援に関する制度改正について、議事(2)障害者の虐待防止対策についてでございます。

議事(1)相談支援に関する制度改正につきましては、先日、国からサービス等利用計画の様式(例)が示されたところでございますので、郵送したものに追加してございます。

また、障害者の虐待防止対策につきましては、別資料で机上配付させていただいております。個人情報識別される恐れがございますので、恐れ入りますが、こちらの事例の資料につきましては、会議の終了後、回収させていただきたいと思っております。

傍聴の皆様につきましては、大変申しわけございませんが、こちらは配付してございません。

それから、報告事項といたしまして、第六期東京都障害者施策推進協議会の提言、右上に資料(3)と記載してございます。

それから、最後に、一番後ろにございますが、東京都の平成24年度からの事業でございます。障害者地域生活移行・定着化支援事業についてというA4、1枚の両面印刷のものがございます。以上でございます。

もし、足りないものがございましたら、審議の途中でも結構でございますので、職員の方にお声がけいただけたらと思っております。

それは開会に当たりまして、芦田障害者施策推進部長よりごあいさつ申し上げます。

○芦田障害者施策推進部長 おはようございます。障害者施策推進部長の芦田でございます。

す。日ごろから東京都の障害保健福祉の推進に格別のお力添えをいただいておりますことを、この場をおかりしまして御礼を申し上げます。

先日、第六期東京都障害者施策推進協議会から、新たな東京都障害者計画及び第三期東京都障害福祉計画について、提言をいただきました。

都におきましては、この提言を踏まえて年度末までに新しい計画を策定していくわけですが、今回、この計画をより一層推進するために、新しい三カ年プランであります「障害者の地域移行安心生活支援三カ年プラン」を新たに定めることとしております。

この三カ年プランの中では、整備費の事業者負担を軽減する特別助成などを実施することによりまして、平成24年度からの3年間でグループホームを1,600人分、通所施設を3,000人分整備することで、これまでの三カ年プランをさらに上回る整備計画を立てております。

また、今回三カ年プランの中に、はじめて「地域移行」という言葉を用いたわけですが、そのために、入所施設からグループホームへの移行支援や、さらにグループホームからアパートへの単身生活を支援する仕組みづくりなども進めていくことにしております。

4月には、改正障害者自立支援法の施行に伴いまして、相談支援の充実が図られます。区市町村におかれましては、支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画の作成対象者の拡大、地域移行・地域定着支援の個別給付化などに対応するための体制整備を進められていると思いますが、相談支援体制を強化するための具体的な方策等につきまして、きょうはご意見をいただきたいと思っております。

また、10月からは障害者虐待防止法が施行されます。法の円滑の施行のために、区市町村と東京都が連携して体制整備に取り組む必要があると考えております。そのため、日ごろから障害者の権利擁護についても積極的に活動しておられます自立支援協議会の委員の皆様、都の権利擁護センターの機能などについてもご意見をいただきたいと思っております。

本日の議題は、今回の協議会だけでは議論尽くしきれないような内容でございますが、皆様方からいただいた意見を踏まえて、今後とも障害者の地域生活を支える相談支援体制の強化充実や、虐待防止対策に取り組んでいきたいと考えております。

最後になりますが、本日をもちまして第二期東京都自立支援協議会委員の任期が満了となります。委員の皆様におかれましては、これまで当協議会の運営について多大なるご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

第三期協議会の立ち上げにつきましては、また追ってご連絡を申し上げますが、今後とも引き続き、ご指導ご協力のほどをお願い申し上げます。簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○三木課長 それでは、委員の紹介に移りたいと思っております。お手元の委員名簿をごらんいただきたいと思っております。本日は、時間が限られておりますので、ご欠席の委員のみをご

紹介させていただいております。

ご欠席の委員につきましては、まず、相談支援事業者の委員から、あきる野市障がい者就労・生活支援センターあすくの藤間委員、それから当事者でいらっしゃいます社会福祉法人「あきつの園」の山田委員、区市町村から三鷹市健康福祉部地域福祉課障がい者相談係長の岩松委員がご欠席でございます。

東京都の職員につきましては、東京都中部総合精神保健福祉センター広報援助課援助係長の山田が欠席とさせていただいております。

なお、葛飾区福祉部障害者施設課管理係長の松下委員におかれましては、代理といたしまして清水大悟様にご出席いただいております。

それから、障害当事者の方から精神障害を代表されております小金澤委員でございますけれども、本日、おくれてまいりますというご連絡をいただいております。よろしくお願いたします。

それから、本日出席の東京都の福祉保健局の職員でございますが、本日は、先ほどごあいさつ申し上げました障害者施設推進部長の芦田ほか、担当職員が出席させていただいております。よろしくお願いたします。

恐れ入りますが、本日、これからの議事進行につきまして、赤塚会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

○赤塚会長 赤塚でございます。

本日は、議事（１）相談支援に関する制度改正についてと、議事（２）障害者の虐待防止について、この２点について皆様にご意見をいただきたいと思っております。

それでは早速、次第に沿いまして議事を進めさせていただきます。

最初に、相談支援に関する制度改正について、事務局からご説明をお願いいたします。

○飯塚係長 おはようございます、障害者施策推進部計画課不服審査担当の飯塚と申します。

私からは、議事（１）相談支援に関する制度改正についてということで、ご説明させていただきたいと思っております。１０分程度ということなので、かなり駆け足になるかと思いますが、ご了承ください。

一番表に、議事（１）相談支援に関する制度改正についてと大きく書かれたものを、お手元にご用意ください。これをばらしますと、表紙がありまして、資料１－１から１－９まで、ばらばらになると思っております。

ただ、一番下にページが、これは通しで振ってございます。一番最後のページは、９８ページとなると思っております。本日は、主に資料１－１と１－２について、ご説明させていただきたいと思っております。１－３以降については参考的な資料とお考えください。

それでは１ページ目、資料１－１をごらんください。

まず、前提としまして、４月から、もうご存じだと思いますが、改正障害者自立支援法による相談支援の充実が図られる。もう間もなくです。そういった段階で、区市町村

ではどの程度の準備が進んでいるのかでありますとか、こういった課題があるのかについて、こちらで調査を行いました。その結果をまとめたものが、資料1-2になりまして、資料1-1は、それをさらに簡単にまとめたものという位置づけになってございます。

資料1-1でございますが、タイトルがあって、相談支援に関する制度改正についてと書いてありまして、少し飛ばしまして、その下に四角で調査の概要と書いてございます。調査期間としましては、平成24年1月19日から平成24年1月27日まで。調査対象は都内62区市町村、全区市町村ということ。調査時点は平成24年1月時点で、どういう状況なのか調査したところ、各区市町村でいろいろな課題を抱えていらっしゃるということが明らかになってきたところでございます。

ただ、現在、2月も終わりが見えてくる時期でございますので、1月時点とは時点がずれておりまして、いろいろな課題が1-2に書いてあるのですが、その時点から、すべてではないのですが、国から情報が出ているものもあります。ということで、資料1-5から1-9については、調査時点から動きがあったものについて、参考資料として添付してございます。

ざっと触れる程度ですけれども、紹介させていただきますと、63ページの資料1-5につきましては、指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定障害児相談支援の基準が出されているということになります。

資料1-6、69ページのところは障害福祉サービス等報酬改定の概要が、案でございますけれども示されておりまして、75ページの資料1-7につきましては、東京都相談支援従事者研修（初任者研修）事業者指定要領が、このように示してあります。

資料1-8につきましては、85ページでございますけれども、東京都障害者サービス情報といたしまして、一般の相談支援事業者の指定の申請を開始しましたので、その情報を添付してございます。

先ほどもちらっとお話が出たと思いますが、資料1-9、89ページでございますけれども、平成24年2月20日に障害保健福祉関係の主管課長会議がありましたので、その中でサービス等利用計画案などの様式が示されておりまして、ここに添付してございます。

ということで、この資料1は後でござらんいただくのですが、指定の基準がわからないとか、サービス等利用計画の様式がわからないとか、報酬が示されていないのでどうしたらいいかわからないといった課題も出てくるのですが、そういった課題については、解決までは至っていないと思うのですが、一定程度の進捗があったのかなと思います。

ですので、本日はそれ以外の課題について、代表的ものをピックアップした形でご説明したいと思います。

ということで、資料1-2をござらんください、3ページでございます。1番、サービス等利用計画案の準備状況や課題について、ここでは聞いてございます。

①準備状況でございますけれども、準備済みはゼロ、準備中27、未着手27、半分ぐらいが準備中ということです。

②指定特定相談支援事業者の指定、自治体が取るか取らないかという部分ですけれども、自治体が取るところは14、取らない予定が12、未定、検討中も含まれますが30。ただ、この②に関しましては、この指定を取りますか、はい、いいえという択一的な形では聞いてございません。私どもで文章から読み取ったものをここに集計してありますので、実態とは、もしかしたら離れている部分があるかもしれませんが、参考程度の数字とお考えいただけたらと思います。

③からが課題になってくるのですが、全部読み上げるわけにいかないの、私が気になったのは、事務量の3段目の2行目後半から読み上げますと、「非定型のサービス利用計画案の提出増が見込まれることにより、人員増が困難な中、担当職員の事務処理量の膨大化の懸念がある」。非常に、事務処理がふえることを懸念されているところがある。

4ページを飛ばしまして、5ページにいきます。

相談支援事業者に関する課題が、ここにまとめてございます。1段目、サービス等利用計画書を作成する相談支援事業者が少ないとか、下から3段目のところ、単刀直入に事業所がない。その下、サービス等利用計画案の作成を依頼する事業者は、サービスの利用申請をする利用者へ直接サービス提供を行っていない事業者が作成することが望ましいと考えるが、新たな事業負担となるため、担える事業者をどれだけ確保できるかが課題となる。つまりは、これも、事業者が足りないという話です。

さらにその下、大きな制度改正であり、かつ、事業者自体も現時点で存在しない。相談支援事業者の数に関して懸念されている市町村が多いと、私の方で考えております。

次のページに行かせていただきまして、上の方、人材に関してまとめてございます。1段目の4行目後半、読み上げますと、「市が特定、一般とも指定を取る方法が必要だと思われるが、当市の規模だと、一連の業務を一担当者が行わざるを得ず、相談と支給決定の担当者の分割、または部署の分割ができないため、指定基準上の適正な体制が満たせない」。体制的に難しいということかなと。

4段目、「区が相談支援事業者となるには、支給決定部署とサービス等利用計画案作成部署を分けなければならない等の組織的な課題がある」。つまり、分けるのか非常に難しいとおっしゃりたいのかなと思います。そういった自治体内での体制の問題も抱えられているのかなと思います。

その他のところに行きまして、下から2段目、「24時間の支援などを求められるケースなどが増えた場合、どこまで自治体としてサービス利用計画案を勘案しなければならないかわからない」といったような課題も挙げられております。サービス等利用計画案の準備状況や課題として主なところかと思えます。

次のページに行ってくださいまして、2点目、計画作成対象者拡大の準備状況について

て聞いてございます。

①準備状況でございますが、準備済みゼロ、準備中23、未着手31という状況になってございます。

②課題ですけれども、7ページの課題は飛ばしまして、8ページいつていただきまして、5段目、1行目後半のところを読み上げますと、「プラン作成予定者が非常に多数であるのに、民間事業者が指定特定相談支援事業者に登録希望してくるか、現時点でわからないことが課題」。これも、つまり、区の支援事業者が見つからないかもしれないということだと思っております。

さらにその下、「指定特定相談支援事業所を実施する事業所を必要数確保することが困難」。これも同じで足りないということ。

さらにもう一つ下のところにも、「計画作成と支給決定の部署を別にしなければならない関係から、市が指定を取って実施することは難しい。計画を作成する事業所、人員が市内に少ないため、今後どう増やしていけばいいか」。これも相談支援事業者が足りないということを端的に言いたいのかなと思います。

この課題に関しても、対象者は増えていくけれども、相談支援事業者が確保できていないという課題をおっしゃっている自治体が非常に多いと思います。

9ページを飛ばしまして、10ページ。これは非常に重い課題ではないのかなと思います。その他とありまして、4段目、「制度によるプロセスを遵守していくことは事務量が増大する。当事者としても、手続が増える。事務処理を優先せざるを得なくなるなどして、支給決定までの所要時間が長くなる。緊急性への迅速な対応が抑止される課題を多く含み、ケースワーカーは相談と併せて事務処理を優先していかざるを得ないため、相談の本質・本旨に充てる時間を削ることになる恐れがある」。これは確か、前回の自立支援協議会でも、委員の方から同じような意見があったと思います。本人に向かい合う時間が削られていくことを懸念されている方がいらっしまったため、個人的には非常に大きいと考えてご紹介いたしました。拡大への懸念として区市町村が考えている部分です。

次のページにいきまして、3、基幹相談支援センターの準備状況。これもいろいろな課題があるのです。①準備状況、準備済みゼロ、準備中15、未着手41という状況で、余り準備が進んでいないという状況が見て取れるかなと。

②設置予定です。これも文章の中から読み取ったものですので、実態をとらえられているかどうかまでは言えないと思いますので、参考程度の資料ですが、平成24年度設置予定が8、平成25年度設置予定が3、平成26年度設置予定が2、まだ決まっていないというのが43、ほぼ大多数かと思っております。

③課題ですが、人材育成、職員配置等の課題。1段目ですけれども、業務内容を実践していくための職員配置や、相談支援事業者の人材育成・能力向上をどう進めていくかが課題である。それから、その下、所管課で基幹相談支援センターを実施するのは、人

事異動を考慮すると困難であり、また専門性及び継続性に限界が生じる。人材育成と職員配置、こういう非常に難しい課題ではありますが、そういったことをお考えになっている自治体が幾つもあるということかと思えます。

次の12ページにいきまして、設置の要件。これも、幾つか同じようなことをおっしゃっている自治体がいらっしゃいまして、設置の要件の1段目、身体・知的障害は障害福祉課で、精神障害は保健サービス課でそれぞれ担当しているため、三障害すべてを取り扱うことを要件とする基幹相談支援センターを設置することは困難だとおっしゃっております。

3段目の一番最後のところ、24時間の連絡体制の確保が必要であるというのが、非常に難しいとおっしゃりたいと思います。ここら辺が基幹相談支援センターの課題かなと思います。

14ページまで飛んでください。4、地域移行・地域定着支援個別給付化の準備状況や課題等について、聞いております。

①準備状況については、準備済みゼロ、準備中24、未着手31となっております。

②課題ですけれども、これも先ほどから繰り返し出てきているものですが、相談支援事業者のところ、1段目に実施できる相談支援事業者が自区内に存在しない。5段目、現状は市で1か所にしか事業所がなく、これも相談支援事業所が非常に足りていない現状が浮かび上がってくるかなと思います。

それから15ページにいきまして、ニーズ的な部分の話も出ております。2段目、対象者の把握、ニーズの把握が今のところできていない。その下の、どの程度の利用者がいるのか、正確に数値を見込むことができていないといったことを挙げられている自治体がいらっしゃいました。

そのほかには、次の16ページに移りまして、その他で、一番下のところ、「地域移行する受け皿となるグループホームやケアホームなどの整備が必要となる。本市においては身体障害者向けのホームがないため整備が必要と考える」。これもなかなか難しい問題かと思えますが、このようにおっしゃっている自治体もいらっしゃいました。

次の17ページにいきまして、5、成年後見制度利用支援事業の実施状況や課題等について、ここで聞いております。

①実施状況については、準備済みが26、準備中12、未着手17。

②24年度実施予定は結構いらっしゃいまして、実施する予定と書いてあったのは34、未定が22となっております。

③課題等ですけれども、一番上のところに、「費用の助成は、区長申立てを行ったケースのみ対象としている。区長申立て以外に助成対象を拡大することは、高齢者と知的障害者で同時実施しないと公平性を保てない」とおっしゃっています。

またその下4段目、「報酬助成を行うことについては、高齢者施策では示されておらず、高齢との調整が必要」。調整というのは、公平性のことを考慮しているということ

だと思えます。

こういった公平性に対する課題というのが、成年後見制度では見受けられたと思えます。

5つピックアップしたのですが、資料1-1に戻っていただきまして、先ほどお話を調査の概要の下に、1から5まであります。これは私が簡単にまとめたものですので割愛させていただきまして、その下のところ、以上のことを踏まえ、今後の相談支援の円滑な施行のために、東京都はどのような役割を担うべきか、委員の皆様にご意見をお伺いしたいと考えております。

非常に駆け足のご説明で申しわけなかったのですが、以上よろしく願いいたします。

○赤塚会長 ありがとうございます。

この相談支援に関する制度改正につきましては、前回の協議会におきましても、少しご意見をいただいたところがございます。今回は1月に実施した、62区市町村を対象とした調査です。準備状況、実施状況、課題などにまとめて、それについての説明をいただきました。

それでは、今の説明を踏まえまして、相談支援体制の整備に関して、都の役割として望むこと、都と区市町村の連携の方策、課題などにつきまして、それぞれの委員の方からご意見をいただきたいと思えます。それではどうぞ、ご発言をお願いいたします。

○三木課長 もしよろしければ、こちらの、飯塚が説明させていただいたアンケートは、区市町村の現場担当者の生の声という資料がございますので、できましたら、例えば、民間で相談支援に当たっておられる皆さん、あるいは当事者の方のご意見などを中心に、ご意見をまず伺えればと思えます。

特に、佐藤委員から資料をいただいておりますので、よろしく願いしたいと思えますが、いかがでございましょうか。

○赤塚会長 それでは佐藤委員、資料も準備していただいておりますので、口火を切っていただけますか。

○佐藤委員 私の方では、1枚裏表のパワポの4コマと、もう一つアンケートの調査の2つを、議論のためと思って持って来ました。

簡単に説明だけしますと、パワポで申し上げたかったのは、去年1年間、杉並区内の7つの相談支援事業所で2万2,000件のご相談を受けさせていただいて、その障害の種類を書かせていただきました。また、いろいろな分野の相談項目があります。

今回のサービス利用計画に係わるとすれば、一番下に福祉サービス利用というのが6,620件ございます。裏を見ていただきたいのですけれども、いきなり窓口へお見えになってサービス利用計画作成とならない実態があるかと思えます。というのは、下の4というコマのところですが、2万2,000件の相談のうち、分けてみますと、Aすべての相談、B福祉に関わる相談、C福祉サービス利用相談と分けられますが、障害福祉サービスの利用相談が、先ほどの表でいうと6,600件であり、今後、サービ

ス利用計画の対象となるのは、お伺いしました杉並区で、去年1年間の受給者証の変更を伴うものが2,600件になります。そうすると、2万2,000件に対して、12%が今回のサービス利用計画の対象となります。裏返して言いますと、さまざまな相談を経ながらサービス利用計画の作成になってくるといふふうに私は見ておりました、基本相談というところをしっかりとしないと、大変困った状況になり、事業所、作業所が利用者を抱えるということにとどまらず、その方に必要なニーズや生活背景がきちんと把握されないサービス等利用計画になってしまうことを非常に危惧するところがあって、しっかりした準備が必要だと思います。

もう一つの資料があります。これは、杉並区内の障害者団体でアンケートをやったもので、回答人数は65人で、大変少ないかもしれませんが、非常にポイントを得た回答になっています。

質問1のところでは、あなたはふだんどこに相談されるか、一番多かったのは作業所などでした。ふだん通っていて慣れているところというのは、当然な結果であります。その次は福祉事務所。相談支援事業所は1割以下に留まってしまうという現状があります。何箇所あっても、こうした状況があって、これを考えたとき思いましたのが、作業所などのサービス管理責任者と相談支援事業所がしっかり役割分担をしながら力量を上げて行く必要性を感じたところでした。

それから2つ目のどんな相談をされますかという質問に対して、1番は福祉サービスの利用、それから不安や情緒安定ということです。これは、利用されるご家族だとか、そういった方々からの答えですけれども、そのことは先ほどのパワーポイントの1枚目のとおり、私どもの相談支援が受けている順位と同じです。健康や医療のことがその次、それから社会参加・余暇となっています。こう考えますと、サービス利用計画の対象となるものは、ここだけでいっても5分の1で、残りはサービス利用計画ではない相談の項目を受けています。

次のアンケートのところですけれども、問3、今後どのような相談があればいいと思いますかという質問に対して、圧倒的に多かったのは、一つのところに行けば他と連携して相談に対応してくれるで、これは相談支援事業の基本だろうと思うのですけれども、そこが一番で、5割近くありました。また、家族支援が15%というのも大事な点だったと思います。そういうところをかんがみますと、相談支援の充実に対する期待は非常に強いだろうと実感いたします。

質問5のところ、これまで杉並区でのサービス利用申請時の本人・家族の利用希望異なる申請となったことはありますか、つまり、相談に行って、結果としては違う形の申請になったかどうかというご質問をさせていただいたのですけれども、66%、3分の2は、ほぼ希望と同じであった。これはとてもよかったと思うのですけれども、一方では、異なっていた、希望を伝える機会がなかった、伝え方がわからなかったという方が逆に3分の1おられる。今度の場合は、これは避けられない、だからいいよとはな

らない、ここは大変アプローチとして大事な点があると思います。

次のところでいきますと、個別支援会議の経験はどれくらいおありか尋ねてみました。個別支援会議の経験がある人は8%ぐらいで、経験がないのは54%、今後の利用意向として、25%は利用意向はあるのだけれども、1割近くは利用意向もない。これも今度の制度とは相反するものが出てくると思います。モニタリングについても経験がないということでした。

質問8ですけれども、ここがなかなか深刻なところでありまして、今後の東京都や市町村や私どもの役割は非常に重要だと思っているのですけれども、今度の4月1日からの制度改正のことを聞いたことがないという人が53%でした。それから、漠然と聞いたことがあるというのが25%。マイナスで取れば約8割の人が内容を知らない。利用する本人やご家族、それから中には事業所も知らないわけです。今度の制度が、本人や家族だけ、行政だけでなく、事業所、作業所、いろいろなところも知らないと成り立たないわけですから、前提となるところがご存じない中で、どう進むのだろうか、ここは非常に深刻に感じました。

そういうところから、今後どうしてほしいかというのは、当然事前説明をしてほしいですとか、相談のための手続がややこしくなるとは困るといのが、当然あります。それから人材育成のことも仕組みの開始前に丁寧にやってほしいです。

長くなってしまいましたが、どの場面でもどの立場にあっても、説明をきちんとして、しっかりするということが大事ではないでしょうか。ご本人、ご家族、障害の特性によって説明の仕方が難しい方であっても説明をすること、それからサービス提供をする事業者の皆さんにもお伝えするということが、まずは取り組まないといけないことではないでしょうか。

実感として思いますのは、新たにこの事業に参加していただくにあたっては、基本相談の内容を少しでもお伝えして、その一環としてのサービス利用計画であることをしっかり伝えていく必要があると思います。

準備については、相談支援の事業所へは、杉並区の方だけが来るわけではございません。三鷹の方が来たり、世田谷の方が来たりすることもあります。その区に準備の温度差があれば、しやすい方に行ってしまうことだって出てくるわけです。だから、23区都内全体の準備が、ある程度水準として同一の状況にいていないと、サービス利用にとっては欠かせない制度なのに、不公平が生まれるのではないかと思います。そこをしっかりとしないといけないと感じますし、相談員につきましても、しっかり養成していく。受けたから、すぐできるわけでは、もちろんないわけでありまして、新たな対象者も考えますと、そここのところが必要になってくる。先ほどご説明いただいたことに追加するようなことで申しわけないのですけれども、そこを、3年間の猶予の中でいかに築くかというところが、東京都のリーダーシップをお願いしたいと思います。

○赤塚会長 ありがとうございます。

杉並区のご意見、調査などに基づいた大変具体的な課題を挙げていただきました。

繰り返しますが、どうぞ、それぞれのお立場でご発言をお願いして、それから少し整理していきたいと思います。いかがでしょうか。

○小林委員 国立にあります地域活動支援センターなびいの小林です。

今、佐藤委員からお話があったことと少し重なるかもしれないのですが、今、国立で起こりつつあるお話をしたいと思います。

国立は委託相談事業所が3か所ありまして、指定相談が5か所あります。これは、たまたま、なびいのケースであったことなのではございますが、なびいで委託相談をずっと受けていた方が、ある程度元気になられて、ヘルパー事業所につながったのですが、そこも相談の指定を取っていたため、指定相談の利用計画書を出したのです。私たちは、全然連絡を受けていなくて、市の方が気をきかせてくださって、「この方から利用計画書が入っているけれども、なびいは知っているのか」という話があったのです。私たちは全然知らなくて、いきなり関係者会議に呼ばれたという形になっていて、一言くれればいいのにと思ったところです。

今は数が足りないというところで議論されていますけれども、今後、これだけ国が三カ年でふやすということであれば、多分数もふえてくると思います。そのときに、委託相談としての役割をどのようにつくっていくか、そのイメージみたいなものが非常に必要になると思います。変な言い方をしますと、元気になったら、そういう指定相談のところからサービス利用計画書を持って行って、具合が悪くなったら、また委託にかえされるという形だと、すごく困ってしまいます。

今、佐藤委員がおっしゃったように、基本相談があつてのサービス利用計画なので、東京都でも、この会を使ってかわかりませんが、きちんとイメージみたいなものを出した方がいいと思います。あともう一つは、ヘルパー事業所などを持っている指定相談は、サービスをある意味で入れやすいと思いますが、指定相談間の連携をどうするのか、それを調整していく市町村が、どうやってリーダーシップをとっていくのかという点は、今後の課題になっていくと思います。

○赤塚会長 ありがとうございます。続けて、どうぞ。

秋山委員、いかがですか。

○秋山委員 福祉計画をたてるに当たって、いろいろな方にアンケートを取ったときに、「どこに相談に行きますか」と聞きましたが、実は相談支援事業所が少なく、1%ではないのですが、一けた台であり、相談支援事業所での相談に結びついていないという現状があります。

困ったときに、身近な作業所や学校に結びついている方は、そこに相談に行きます。そうではなく、サービスに結びついていない方は、まず市役所に行こうとします。そのため、なかなか相談支援事業所のことを知られていないということが、改めて、日野市でも問題になっています。

そこを考えると、今回のサービス利用計画をたててもらう場合にも、相談支援事業所にまっすぐ行かないことが考えられます。市とも話し合いをしているのですけれども、困って市に行ったときに、とりあえず指定相談支援事業所に行ってくださいということになると、その人に「あっちに行つてね、こっちに行つてね」という話になってしまいます。

市がどの程度やるかということに加えて、市が全部抱え込んでしまうと、当事者の意見がどれだけ通るかという問題も出てきます。判断するのが市、決定するのも市となると、もちろん問題がたくさん出てくると思うのですけれども、利用者の立場となると、あっちに相談したり、こっちに相談したりしなければいけないという現状が出てきてしまいます。

かなり身近に相談できる場所があれば、そこで聞いておいてもらってから、上手くサービス利用計画につなげてもらえると思うのですけれども、実際に、どこともつながっていない方をどうするかという問題もあります。

それから、中には、サービス利用計画を立ててもらうのではなくて、自分で立てる形を取りたい人もいると思うのですけれども、それをどこまで市が認めるかということも、市町村の裁量になってくると思いますので、その辺を認めてもらえるのがどの程度あるのかと思っています。

当事者としては、実際に資料を見ていると、かなりの量を自分もつくるので正直辛いのですけれども、それを聞き取って毎回本人とやり取りをしなければいけない当事者も、またいろいろ聞かれることになるので、特に、それなりにサービスを使っている方は、また改めてこんなに聞かれるのか、またこれをつくらなければいけないのかと強く思うので、仕事量の多さももちろんあるのですけれども、当事者としてはなるべく簡素化してやりたいというのが正直な気持ちです。実際に作成した利用計画が、自分のしてほしいことに結びつくのならいいのですけれども、形式とか形にとらわれて、実際に形はすごくきれいにできているけれども、本人の希望がどこまで通ったのかなと疑問に感じる利用計画にならないでほしいというのが、当事者としての思いです。

○赤塚会長 ありがとうございます。そのほか、いかがですか。山本委員いかがですか。

○山本委員 稲城は、市が小さいので2か所しかなく、量の問題については相談支援員をふやしている状況です。自立支援協議会で「どこに相談するか」という点について話をしましたが、割と相談支援事業所を知っている人たちがいました。それは、2か所の相談支援事業所が、市内のサービス事業所にもなっており、いずれかに皆さんが属していることと、小さいので割とお母様方が横でつながっているということが理由として挙げられます。

一つ問題があるのは、今まで余りやってこなかった高次脳機能障害や発達障害をどこがやるか、だれがやるか、どうやるかということですが、それについて話をしています。専門性が上がっていかないと結構難しいため、今、専門性を上げていく作業を少しずつ

しているところです。今まで谷間と言われた人ですが、対象者がどれくらいいるかわからないとことを含めて、新たな問題かと思っているところです。

○赤塚会長 それでは飯田委員、よろしいですか。

○飯田委員 調布の自立支援協議会を紹介させていただきます。

調布市は、3ヶ所の事業所が、身体・知的・精神の障がい別で委託を受けています。市と3事業所で相談事業所連絡会、自立支援協議会の事務局を担っています。

知的障がい者とその親の高齢化世帯の課題が問題化しています。特別支援学校を卒業し、長期に渡って日中活動に通所されている50代の障がい者を母親が支援しています。この数年で何人かの母親が急死されています。日中活動施設では職員が、利用者の老化に合わせた対応や支援を行っているので、変化（老化）に気づいています。高齢の母親は、日々の生活の延長で介護し、「しんどさ」はあっても他のサービスを導入する等の変化は望んでいません。ある日、母親が亡くなり、これまでの生活が維持できず家族全体が破たんしてしまうケースがありました。障がいのある当事者の生活は大きく変わってしまいます。

相談機関と日中活動施設の連携が必要であると感じています。日中活動の施設の職員が利用者と母親の変化を見つつ、相談機関に繋ぎ、相互で見守りながら対応することが必要です。相談支援専門員が日常的に家庭の中に入り、ケアマネジメントできると良いですね。

障害者自立支援法の改正に期待しています。介護保険サービスと異なる視点で、障がいの特性や一人ひとりに応じた支援が地域で提供されることを願っています。

そのためには、地域のネットワークはとても大事です。調布は日中活動の施設などのネットワークはありますが、居宅介護等の事業所も含めた連携には課題があります。今年は居宅介護等の訪問系サービスのネットワーク化に取り組み始めたところです。

○赤塚会長 どうもありがとうございました。事業所あるいは当事者のお立場でのご発言をいただきました。ここでまとめておきますと、佐藤委員の最初の話に大分重なりますけれども、一つは、相談のあり方の問題です。

どこに相談に行ったらいいのかというところから始まって、その相談というのも、質的にも障害が多様化していたり、あるいは年齢的にも幅が広がったり、いろいろな相談があるわけで、それに対応していかななくてはいけないことについてです。

セルフマネジメントについてはどうなのだろうかという話もありましたけれども、相談のあり方ということについて、もっと話を進めると、個別支援会議とか、モニタリングとかも出てきますが、個別支援会議は、もうやっているはずだけれども十分にできていないというのが実態です。モニタリングというのは、どういうものをモニタリングとっていいのだろうかというところから始めるような気がいたします。

そもそも、この相談を受けるときには、そして、それをサービス利用計画につなげていくときには、その方のさまざまな相談をきちんと受けとめる基本相談があって初めて

サービス利用計画につながっていきます。ここを抜きにしては、ご本人の地域生活を支援する利用計画ができないのではないかという懸念も示されました。

サービス利用計画作成というのは、量的にも質的にも大変なものだということがずっと言われてきておりますが、もっと具体的に見ると、まだまだ課題があって、大体こういうふうにかわっていくのだということ当事者が知らないこともあげられます。事業者にたいしても、これから説明する区市もあるように聞いています。大変大きな改正であるのだけれども、なかなか形が示されず、おくれおくれになって今に至っているという現実もあるかと思えます。

今お話にあったのは障害者のサービス利用計画ですが、障害児についてもこれをつくっていくわけです。これもどうしたらいいかということが区や市によってはおこなっているようです。

基本相談のところでは、何かのサービスに結びついている人というのは、まだ状況がわかるけれども、実はサービスに結びついていない方もたくさんいるわけで、こういう方たちがきちんと地域の中で暮らせるようにサービスを提供していく、そのための相談支援というのはどうあったらいいのか、その前の段階で何かが必要なのかということも出てきたかと思えます。

そして、これから相談支援事業所が指定され、ふえていくわけですがけれども、これらの連携などないと、相談支援が充実した形で提供できないでしょう。もっと言えば、さまざまな事業所ともよく顔が見える関係になっていないといけないのかもしれない。そのようなお話が民間の委員から出ているのですが、各区市の方、専門のセンターの方、前回もでていましたが、人材の話、質の担保についてご発言はございませんでしょうか。同じような状況ですというお話でも結構ですし、こんなことを今試みていますとか、これからこのようなことが必要になるのではないかとか、あるいは、東京都にこういうことをお願いしたいとか、あるいは都として、全体としてこういうことに取り組むべきであるとか、いろいろあるかと思えます。

○鈴木委員 杉並区障害者生活支援課の鈴木です。

杉並区でも、この分野については検討会を設けて検討しているところです。

相談のあり方ということについては、係長がまとめてくださって、また、相談支援事業所からのご意見も、そのとおりだと認識しているところです。

区として、東京都の役割について、一つお聞きしたいところは、人材育成のところ、今後、今日の資料にもありますが、研修指定というものが始まるようですが、指定を受ける事業所の状況をお聞かせ願いたいことと、また、どのような研修スケジュールを想定されていて、どのぐらいの人数を東京都で研修していくのかというところが一つあります。

2点目として、指定の事務が市区町村になって、杉並区も取り組んでいるところですが、ぜひ、東京都には、区の質問にお答え願いたいということが、要望です。なかなか

難しいところがあって、東京都の役割としては、区のバックアップみたいな形で、指定とか、法律的な事務について、教えていただきたいと思っています。

3点目として、セルフケアマネジメントについての事務処理をどうしていったらいいのかと悩んでおり、その情報があればいいということです。

4点目で、地域移行、地域定着については何も国から出ていないので、東京都も一緒に考えていただければと思いますし、地域定着とか、その評価の仕方というあたりが課題になると思います。

最後ですが、サービス等利用計画が全対象者になるということで、これは今、相談支援事業所側からも出ましたが、障害の方たちにとって、このことが本当にメリットはあるのかどうかということについて、杉並区内でもすごく議論があって、障害の方にどう説明していったらいいのか、また、どう当事者にわかりやすく説明していったらいいのかということについても、先ほども区市町村の水準といいますか、ばらばらであってはいけないというお話もあったので、その辺についても、東京都と協力しつつ進めていければと考えているところです。

以上、5点ぐらい言いましたけれども、よろしくお願ひいたします。

○赤塚会長 質問と要望が出ています。ほかの委員の方で、それに並ぶような質問やご意見、要望などがありましたらいただきたいと思ひますけれども、ここで一度お答えいただけますか。

それでは、今、5点出ています。これについてお答えいただけませんか。

○三木課長 ご要望として対応させていただくところ以外ですと、まず1点目の相談支援従事者養成研修の指定制の導入でございますけれども、こちらの点につきましては、本日の参考資料にもありますが、東京都の初任者研修の指定要領を定めまして、事業者の指定制度をスタートさせたところでございます。

現在、指定させていただいている事業所は1事業所で、ホームページでも公表しております。こちらの研修につきましては、もう既に終了しておりまして、来年度の計画については、また再度相談させていただく形になります。当事者を中心に立ち上げられましたNPO法人に、今回、初任者研修の指定をお願いしているところでございます。

今後の方向でございますけれども、研修を行っていくためには、国のカリキュラムに基づくものと同じで、必要な人材の確保、講師やファシリテーターの確保等もございまずので、すぐ手を挙げていただくところがまだない状態ではございますが、これまで、いろいろな研修の企画検討に携わっていただいた皆様にも、お声掛けさせていただいて、この指定制が拡大していくように考えております。

まだまだ初任者研修の部分というのは、基礎的な部分、本当に専門員になるための要件研修でもございますので、都としてきちんと回数を確保して必要な方が受講できるように考えていくというのが第一かと思ひているところです。

養成規模につきましては、なかなか、これぐらいいけば大丈夫というような考え方は

単純に示せないと思っております。必要な規模というのは、質を担保しながらということを考えながら徐々にやっていくしかないと思っております。

それから、セルフケアマネジメントと、地域移行、地域定着とか、それぞれについては、私どもも国の方から出されている情報以外のものが、まだまだ不足している状況でございますので、新たな情報が入り次第提供していきたいと思っております。

それから今回、区市町村の指定事務として定められました特定相談指定事業所と障害児の相談支援事業所の指定事務につきましては、国の基準省令が出る前に、一度説明会をさせていただいたことと、それから正式に基準省令も出ましたので、今後とも皆様方への助言、ご協力に努めていきたいと思っております。

当事者のメリットはどれぐらいあるのかというのは、これは本当に皆さん千差万別かというふうに思っています。行政として、あるいは都の役割として現時点で考えていくこととしましては、これは今後、国ともきちんと相談をしないといけないのですけれども、今回の制度改正について周知する、都民の皆さん、利用者の家族の皆さんに、どうやってきちんと周知をしていくかというのを考えていかなければいけなと考えております。

自立支援法が施行されたときに、広報媒体として、育成会の皆さんの協力を得てつくったのかもしれませんが、幾つかのパンフレットをつくったりといったことが過去にあったかと思えます。全国一律のもので、厚生労働省が中心となって作成されたところがあったと思えます。このような形に進むのがいいのかどうかというのはありますけれども、広報の仕方、周知の仕方、媒体、ツール、そのようなことの工夫については今後とも都として大いに検討していく必要があるのかなと、今お聞きして考えていた次第です。国の動向なども、聞いてみて、検討したいと思っております。

回答になっていなかった部分は申しわけございません。

○赤塚会長 よろしいでしょうか。研修については、資料1-7ですね、セルフケアマネジメントや、地域移行、地域定着については、国の情報待ちということですか。

それから、障害のある方たちへ周知するというので、今あったのは、わかりやすいパンフレットのお話だと思いますけれども、いかにご本人たちにきちんと伝えていくかというのが、国としても都としても、各区市としても課題だろうということですか。

それから、事務量が大変だと、仕事がふえるということですが、先ほど秋山委員からお話がありましたように、できるだけ簡素化できないかと、それから、鈴木委員から都としてのバックアップは何かありますでしょうかということでしたけれども、何かお考えはありますか。

○三木課長 検討いたします。

○赤塚会長 それでは、そのことはご検討いただくことにしましょう。

そのほか、この相談支援に関する制度改正関連で、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

○山本委員 先ほど赤塚会長から、子供の件が挙がったので、なかなか整理できないところも含めて、これからどうなるのかということもお聞かせいただけるとありがたいと思うのですが。

子供については、今度また変わって、通園のところが児童発達支援事業とセンターになって、センターの中に相談が入ることになります。それと、相談支援事業でも子供の相談は挙がってくるので、その問題と、あとは教育とのかかわりの中で、福祉の中だけではできない問題、子供の入口は、診断などで評価をするという、医療とのかかわりの問題も出てきて、さまざまなところの連携がさらに必要になりますが、その整理が自分の中でも全くできていなくて、これからどうしていこうかと思っています。

当面は、基本相談みたいなものを普通に相談支援事業でやり、児童発達支援センターで診断評価をやって、その上でサービスをやるのか、稲城みたいな小さな市でも非常に難しく、どう整理していったらいいかと思っています。

総合相談センターの機能としては24時間の機能ということもあって、特にそういうところも含めて、これから相談支援の仕組み、子供のところで、さまざまなものを含めてどうしていったらいいのかと、今検討している最中です。

○赤塚会長 障害児については、かなりの自立支援協議会が、専門部会をつくる必要があると考えていると聞いております。ただし、そのことは、まだこの協議会ではとりあげられていないのですが、東京都として、障害児についてはどのようにお考えでしょうか。障害福祉課でやるのでしょうか、児童の方でやるのでしょうかということも含めて、今判断なさっているところを教えてくださいませんか。

○三木課長 障害児の通所サービスにつきましては、山本委員のご発言にありましたように、来年度から市町村の役割になりますので、各市町村の自立支援協議会で障害児支援についての検討が進んでいくと思っております。

東京都といたしましては、現時点では、東京都が意思決定しておりました通所の方の情報を的確につなげていただいているところでございます。

今後の都の役割と区市町村の役割については、こちらとしても、まだ十分整理できていなく、現時点では、実施主体をきちんと確定して必要なサービスにつなげていくという段階かと思っております。

それから、補助事業から個別給付される重身の通園事業などにつきましては、所管で別途指定を取るための説明会などの機会も検討していると聞いておりますので、引き続き、都の方でも、市町村からの相談にのっていく体制を継続していくものと考えております。

○赤塚会長 ありがとうございます。この調査から導き出された課題にプラスしたご意見をいただきました。

それでは時間の関係もあるので、佐藤委員を最後にしたいと思います。よろしく願いいたします。

○佐藤委員 地域移行に関してなのですが、私どものところで、6月には9人の地域移行を予定しています。すぐ目の前のことなので、やらなくてはいけないのですが、今までと同じ流れではいけないので、どうやって動くか考えております。同じ市町村の中にあつたりする場合は連絡を取りやすいのですけれども、群馬とか、遠隔地からの場合もあります。そのような場合の流れの仕組みを、急ぎ、国の方から出していただきたいと考えております。しなくてはいけない課題がもう目の前にあります。

もう一つは、退院促進のところで、地域移行、地域定着のときに不可欠なのが保健所・保健センター、お医者さんと一緒に考えながら、計画をつくるための本人理解と、計画が実際の生活の実態に合ったサービス利用が少ない中でどうやるかというところを含め、福祉の分野だけでなく、保健分野とのつながりが非常に欠かせません。そこがうまくいかないとき引きこもってしまうような状況が心配されるので、保健の分野での東京都の役割も大きいと思います。横のつながりをより一層進めていただければと思います。

○赤塚会長 ありがとうございます。これで最後にしますと言ってしまったのですが、よろしいですか。

(なし)

○赤塚会長 いろいろご意見が出ておりますけれども、都の役割として受けとめていただくこと、あるいは、都と区市町村の連携など、ぜひ都として検討を進めていただきたいと思えます。

また、最後に、福祉だけでなく保健、医療、その他給付のことなども出ました。そういったところとの連携なども、この相談支援をしていく中で非常に重要でございますので、そういうことも視野に入れて、東京都としての考えをまとめていっていただきたい。また、区市町村をバックアップしていただきたいなと思えます。

それでは、最初の議事はここまでいたしまして、次の議題は、「障害者の虐待防止対策について」でございます。それでは事務局からご説明をお願いいたします。

○新井係長 障害者施策推進部計画課、指導担当係長の新井と申します。

私の方から、議事(2) 障害者の虐待防止対策について、資料をご説明申し上げます。

今回は、今年度中に発行予定の区市町村向けの虐待防止マニュアルの素案についてご説明いたしまして、ご意見を伺いたいと思っております。

また、この場をお借りいたしまして、現在、申し込み受付中でございます平成23年度の東京都障害者虐待防止・権利擁護研修をご紹介します。

それでは、議事(2)の資料のご説明に移ります。

まず、1ページ目から始まります資料の2-1は障害者虐待防止法についての概略ですので、参考までにごらんください。本資料となりますのは5ページからの資料2-2になります。

今回、発行予定の東京都の平成23年度の虐待防止マニュアルは、大きく3つのパートで構成する予定でございます。

まず最初のパートが、ただいまごらんいただいております5ページから始まる資料2-2の国の作成中の虐待防止マニュアルになります。

次のパートが昨年11月から12月に実施いたしました区市町村調査の集計結果でございます。81ページから始まります資料2-3になります。

最後に、区市町村調査の際に募集した各区市町村からの対応事例でございます。こちらは別添の資料としてご用意いたしております資料2-4になります。

それでは各資料のご説明に移ります。資料の5ページにお戻りください。

こちらは未定稿でございますが、国が作成中の虐待防止マニュアルになります。昨年の12月19日から21日に行われました国の障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修において示されたものでございます。

こちらは未定稿とありますように、例えば79ページの利用者による虐待への対応の部分のように、まだ完成していない部分がございます。しかし、障害者虐待防止法の解説や、主に区市町村の役割でございます養護者による虐待への対応、また主に都道府県の役割である障害者福祉施設従事者等による虐待への対応について、現時点でもっとも詳細に、またわかりやすく解説している資料でございます。そのため、暫定版ではございますが、今年度発行の東京都の区市町村向けの虐待防止マニュアルの中核として掲載を予定しているところでございます。

なお、本資料の詳細については、申しわけありませんが本日は省略させていただきます。

次に81ページをごらんください。こちらは資料2-3でございます。先ほど申し上げましたとおり、昨年11月から12月に実施いたしました区市町村調査の集計結果でございます。実際のマニュアルの掲載の際には、レイアウト等を整えて載せる予定でございます。こちらは少しお時間をいただきまして、集計結果についてご報告させていただきます。

なお、調査表自体は、87ページから92ページに載せてございますので、あわせてごらんいただければと思います。

それでは81ページにお戻りいただきまして、問1の区市町村虐待防止センターの集計結果についてご報告いたします。

まず、問1-1の集計結果にありますように、現在30の区市町村で実施の予定が決まっております。では、具体的な実施形態でございますが、問1-2の集計結果にありますように、障害主管部局内設置の予定が23区市町村と、実施の予定のある区市町村の多くを占めているところでございます。また、今現在、既存の窓口の関係でございます。問1-3の集計結果にありますように、19の区市町村が既存の窓口と同じところに設置する予定でございます。また、現在の窓口ではなくて、新規に設けるというところが8区市町村でございます。

次に窓口の受付時間ですが、1-4の集計結果にありますように、平日のみが最も

多くなっております。ただ、「その他」と回答いただいたところも19区市町村ありまして、受付時間についてはさまざまな対応が予定されているところでございます。

1枚おめくりください。82ページ目から83ページ目をごらんください。職員配置の予定ですが、問1-5の集計結果にございますように、まだ実際の職員配置の検討は進んでいない状況でございますが、比較的、事務職の配置については検討が進んでいるところでございます。

次に83ページをごらんください。問1-6になりますが、センターの周知方法についてです。こちらは、多くはホームページや広告での周知が予定されているところでございます。

最後に、センター設置に関する懸念事項でございます。83ページ下の問1-7の集計結果のとおり、夜間・24時間の対応、また保護施設の確保、財政措置、これが上位3つとなっております。

次に、虐待防止事業の実施状況です。また1枚おめくりいただきまして、84ページをごらんください。問2の集計結果にありますように、平成23年度現在では、家庭訪問が最も実施されている事業になっております。また、緊急一時保護施設の確保が今年度は最も検討されていた事業でございます。

それでは来年度、平成24年度の実施予定でございます。家庭訪問、緊急一時保護施設の確保に加えまして、相談窓口の強化や地域住民への啓発活動が多くの区市町村で実施が予定、または検討されている事業となります。

なお、平成24年度の懸念事項について意見をまとめたものが、問2-3の集計結果でございます。緊急時の対応や財政措置に加えまして、人材の確保についても懸念として挙げられているところでございます。

それでは85ページをごらんください。問3は虐待防止法等で国が想定しています区市町村の虐待防止対策について、項目ごとにどのような具体的な実施方法や対応策が考えられるか、またどのような実施に当たっての疑問点や具体的な課題があると考えているか調査した結果でございます。

項目の上段が具体的な実施方法や対応策について回答した区市町村の数、下段が実施に当たっての疑問点や具体的な課題について解答した区市町村の数となります。

最も具体的な実施方法や対応策が挙がりましたが、ほかの調査項目の結果でもそうでしたが、6の居室の確保でございました。具体的な実施方法や対応策に比べ、実施に当たっての疑問点や具体的な課題が大きかった項目は、2の事実確認や、7の立ち入り調査、9の面会の制限等になっております。

こうした事項につきましては、調査時点で、区市町村が虐待防止事業の実施に当たって戸惑っている項目と考えられますが、例えば事実確認の方法については、前に戻っていただきまして32ページの記載にありますように、今回のマニュアル発行で疑問点の解消がある程度図れるのではないかと考えているところでございます。

86ページにお移りください。問4は自由意見といたしまして、就学・保育・医療機関における虐待の対応の対策について、問3のように調査をしたものでございます。

具体的な実施方法や対応策で最も多かったのが、障害児の虐待所管部署との連携、また主催会議への参加でございました。実施に当たっての疑問点や具体的な課題につきましては、前例がなく具体的なやり方がわからないというのが最も多く挙がっているところでございます。

なお、問5については事例になりますので、後ほど資料2-4としてご説明申し上げます。

資料2-3の説明の最後になりますが、東京都への要望につきましては、問6の集計結果となります。最も多かったのはマニュアルの提示ということでございました。

それでは、別添でご用意いたしました資料2-4の方をごらんください。こちらの方は、各区市町村からいただいた事例でございます。今後、詳細については、情報提供をいただいた区市町村と調整しながら、個人情報に配慮しつつ調査をいたしまして、マニュアルに掲載を予定しております。

なお、繰り返しになりますが、資料2-4につきましては、個人情報となる恐れがありますので、協議会終了後、回収させていただきます。

それでは、マニュアルの説明は以上とさせていただきます。現在、受付申し込み中の平成23年度の研修のご紹介をいたします。資料2-5及び2-6が研修の実施案内になります。ページで言いますと93ページ及び101ページからとなっております。

まず、資料2-5が区市町村向けの案内でございまして、資料2-6が障害者支援施設等への案内でございます。

それでは、こちらの97ページをごらんください。研修カリキュラムについてご説明申し上げます。

まず、この研修の企画に当たりましては、12月19日から21日に実施されました国の指導者養成研修に、都から、民間の参加者も含めて5名が受講してまいりました。国の指導者養成研修では、共通講義を半日実施しました後、施設の管理者、施設の従事者、区市町村相談窓口職員の3つの分野に分かれまして、講義、グループワークによる研修を1日実施したところでございます。

この結果を踏まえまして、1月に国研修受講者を中心とした都の研修についての検討会をもちまして、検討を実施いたしましたが、今回はおおむね国の指導者研修のカリキュラムに倣うものの、そのままでは特に分野別のグループワークの時間が不足し、わかりづらいのではないかとということになりました。

また、相談支援従事者研修やサービス管理責任者研修の実施の経験から、初めてグループワークによる演習を含んだ研修を実施する場合は、約半年の準備期間が必要でございます。そのため、97ページの下段にありますように、今回の都の研修では、カリキュラムについてはおおむね国の研修に倣うものの、時間を拡大しまして、また実施時期

を分けまして、まず平成23年度に共通講義を実施し、平成24年度の早い段階で分野別研修を実施することにしたところでございます。

共通講義部分ですが、国研修の半日の日程から約1日に時間の拡大を図るとともに、本日ご出席いただいております小金澤委員も参加される当事者参加のシンポジウムをカリキュラムに加えまして、障害者への虐待の実体について、より受講生の理解を図れるよう企画したところでございます。

以上、駆け足でございましたが、議事(2)障害者の虐待防止対策についての資料のご説明を終わります。

- 赤塚会長 虐待事例の資料については、何も説明などはないですか。
- 新井係長 先ほど、説明のところでは触れませんでしたがお手元の机上配付の資料、問5虐待事例とある資料をごらんください。こちらで、幾つか区市町村から事例をいただいております。東京都で定めた様式についてご解答いただいたのが7件ほどございました。ここの部分の詳細については、お時間の関係でご説明を省略させていただきますが、また、このほかにも事例を提供してもいいとお答えをいただいた区市町村もございます。こちらもできる限り、紙面が許す限り事例等は載せていきたいと思っております。
- 赤塚会長 マニュアルに載せていくということですね。
- 新井係長 そうですね。
- 赤塚会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明を踏まえまして、マニュアル案についてのご意見、それから、東京都権利擁護センターの機能、虐待の防止に関する体制づくりなどにつきまして、委員の皆様からご意見をいただけたらと思います。お願いいたします。

小金澤さん、いらしたばかりで申しわけないですが、今度研修のシンポジウムにも参加していただくようで、当事者の立場からこの虐待防止の体制づくりなどにつきまして、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

- 小金澤委員 私は、虐待について2点ありまして、1点は精神病院内での虐待、2点目は家庭内の虐待、その2点を当日シンポジウムで発表させていただきたいと思っております。ただ、私の入院はもう30年も前になりますので、当時のころの精神病院はどうだったというお話になります。

例えば、入院して、食事の時間は、食堂の席が決められるのですが、そのときに、嫌がらせで席を変えてしまうのです。そうすると、「おまえ、どうして座っていなかったのか」ということになってしまって問題になったり、あとは、運動したくないと言っているのに、無理やり運動場に、足を引っ張って引きずり出して、無理やりキャッチボールをさせるということが日常的に行われていて、あとは、一時体調不調になりまして、下痢状態になったときに、オムツカバーをさせられて、看護婦さんがやってきて、「あんな元気だったのに、何をやっているのよ」といった嫌がらせを言うのです。信じられ

ないような光景を目にしてきました。今は、もうそういうことはないと思うのですが、本当に精神病院の中にいること自体がつかつたということが私の感想です。

家庭内では精神病に理解がなくて、私が住みなれたまちで、大声で「この気違い」とか母親が叫ぶのです。ふだんのことを考えずに。

そういったこともありまして、とても精神的なショック、いわゆるPTSDを受けた経験があります。まだいろいろ整理をすれば虐待の事例は出てくるかと思えますけれども、とりあえずそういうことがありました。

○赤塚会長　そういうことをシンポジウムの中で皆さんにお話ししたいということですね。

この問5の虐待事例のところも、さっと7件挙がってくるというのは、今もいろいろなところで虐待があるのだなということの証明になります。虐待防止センター機能を区市町村につくっていくことについては、10月実施ということで、いろいろとお考えになっているところだと思います。どなたか、東京都への期待とか、区市町村がやるに当たっての課題であるとかのご意見はありませんか。

○秋山委員　本当に一般的なことになってしまうのですが、まず虐待防止法自体がそれほど知られていない。特に、事業者、虐待し得る立場の人たち、家族または施設の関係者はもちろんですが、どのくらい知られているのか疑問に思います。

特に家族に関して、または当事者、障害者に「こういう法律ができた」ということがどれだけ知られているのかと思うと、まだかなり知られていないのではないかと思いますので、各市町村で周知をどのようにわかりやすくしていくか検討する必要があります。

また、相談支援事業所すら知らない人たちがいるわけですから、虐待の相談にのることができるということ自体、本人、または周りの人たちに周知する必要があります。さらに、例えば、あからさまに暴力が目に見えていたり、ひどい状況が見えるようだったら、もちろん通報その他があると思うのですが、虐待かもしれない、でもこれって虐待なのかなと、「これってどうなんだろう」ぐらいのレベルのときは、なかなか相談に結びつかないのではないかと思います。例えば、後でそういうものが問題になったときに「ああ、虐待だったんだ」ということになる可能性もあると思うので、周りの人たち、障害と直接かかわっていないけれども、身近にいる人たちも含めて、どのように、この虐待を周知していくかということがかなり大事で、虐待防止センターを有効にするにはそれが大事だと思います。

また、相談を受ける側にはマニュアルがあると思うのですが、これだけを読むのはかなり大変だなと思います。読み込んだだけでは、なかなかわかりにくいと思うので、研修が大事になってくるのではないのかと私自身も思っています。その中で、研修に当事者の意見も入れていただけるといいなと思いますし、このこと自体をどのように知らせていくかということと、受ける側の力をつける、安心して相談できるところを、どのようにつくっていくかが、かなり重要になってくるかと思っています。

身体でよくある事例が、金銭搾取といわれる、通帳あるいは年金その他を、親・家族

が握っている、例えば、多少のお小遣いというか、生活に最低限必要なものは出していたりするので、明らかに搾取ではないけれども、本人が使いたいものに使おうとすると、全く親や家族が出してくれないということがあります。実は、それで施設から出られない障害者もいて、その通帳を本人のものに、もとに戻すというのを、かなり時間をかけて家族と話し合わないといけないという事例が過去にもよくあって、施設の移行のときに、いつも苦労することがたくさん出てきます。

なので、普段だと、それに直面しないとわからない問題もかなりたくさんあるので、身近な事例も含めて、事例の中に入れていただけるといいのかなと思っています。

○赤塚会長 ありがとうございます。非常に貴重な意見をありがとうございました。

「これって虐待なの」というところから始まるのが障害者の虐待防止対応の難しさであり、今後、十分検討し、対応を考えていかななくてはいけないと思います。

○山本委員 知的障害のところでも前も発言させていただいたのですが、なかなか虐待がとまらず、今、東社協の知的障害部会でも、役員会がこぞって取組みをしているのですが、まだ挙がってきている状況です。

虐待と気づいて、しっかり表に出して、改善を図っていける場合はよいのですが、それを隠してしまったり、今お話があったように、それを虐待ととらえていなかったりする場合については、東社協に加盟していないところもあり、なかなかこちらから手が出せないということもあります。

私が部会長の間、東京都と話をしましたが、ここが一番頭が痛かった、つらかった状況でもありました。これからきっと、このセンターに求められるところは調査であったり、改善であったり、そういう具体的な部分について、私たちができていないことをセンターの役割として、しっかり最後まで見届け、どう変わったかということ、こういう事例の形でもいいのですが、出していただき、虐待が再び起こらないような体制をつくらんとことをすごく期待していきたいと思います。

今度の25日に人権フォーラムというのをやるのですが、そこでも弁護士の立場からであったり、虐待をどうとらえるかという学識経験者の立場からであったり、または私たちの仲間である現場で働いている人間の立場からであったり、そのような方々がしっかりしゃべっていける場所をつくるというのも非常に大事であり、また、もちろんご本人がしっかりそこで訴え、私たちがそれをしっかり聞いていく、そのシステムをつかっていかないと、私は、虐待はなくならないと思っています。起こったときにどうするかということ、そして、起こってしまった後、それをどう調査するか、その辺のところをしっかりとやっていく必要があるかなと思っています。

25日の1時から人権フォーラムがありますので、どうぞ来ていただければ大変ありがたいと思います。

○赤塚会長 ありがとうございます。

この虐待防止対応につきましては、周知の問題、研修の問題、それから東京都の権利

擁護センターへの期待などの意見がありました。

もう一つ、虐待をされた方と同時に、養護者への支援ということもこの中に入っていて、こういうものがセットになっているというのも、障害者虐待防止の特徴かと思いません。

これからつくっていくものですので、10月に向けて、またこの自立支援協議会の中でもぜひ話題にして、これに取り組んでいくということをもっとみんながわかるように、大事なことだということがわかるような方策を考えていただきたいと思います。

それでは、まだご意見があるかもしれませんが、このことにつきましてはここまでにさせていただきます。

次第ではその他報告事項となっておりますけれども、先日、東京都障害者政策推進協議会から東京都障害者計画、第三期障害福祉計画について提言が出されたと聞いております。提言の内容などにつきまして、ご報告をお願いいたします。

○六串係長 障害者施策推進部で計画課計画担当係長をしています六串から説明させていただきます。

お手元の資料3、障害者施策推進協議会提言、2月14日に出たものでございます。こちらにつきまして、取りまとめに至る経過とその内容を報告いたします。

本日時点では、東京都の計画案としてまとめたものは、まだお示しできておりません。計画策定に当たりましては障害者基本法、それから障害者自立支援法の中で、この障害者施策推進協議会の意見を聞くということが明記されてございますので、まず協議会から提言を受けまして、それを踏まえて東京都としての計画を策定していくというのがこの流れになります。

審議経過でございますが、まず内容の説明に入ります前に、資料の32ページをごらんください。審議経過をまとめてございます。

最初に、おわびと訂正をさせていただきます。この前の31ページが白紙となってございます。今、32ページとなっているページが、本来は31ページで、以降、1ページずつ目次とずれてしまっております。本日は、ずれたページでご説明をさせていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。

第六期目東京都障害者施策推進協議会は、昨年7月14日に発足いたしまして、第1回総会におきまして新たな東京都障害者計画と、第三期東京都障害福祉計画の基本的方向を明らかにするために調査・審議を行い、知事に対して提言を行うべきといった旨が決定されました。

その後、この日に設置されました専門部会におきまして、6回にわたって審議を行ってまいりました。7月の第1回専門部会では地域におけるサービス提供体制。8月の第2回には地域生活移行の取組状況。9月の第3回には就労支援について議題として審議してまいりました。

また、障害者施策推進協議会の立ち上げと同時に東京都からお示ししました基本的考

え方の骨子の案をたたき台としまして、論点整理を進めてきたところでございます。

会を重ねる中で委員の皆様から、書面での提出を含めまして、さまざまな分野にわたりまして貴重なご意見をいただきまして、それを反映しながら進めてまいりました。

昨年、10月の自立支援協議会でも途中経過を報告させていただきましたので、このあたりの時点での状況は、そのときにも説明させていただいたかと存じます。

その後、12月の第5回専門部会では、障害者福祉以外の分野、災害・教育・福祉のまちづくりなどについても議題といたしまして、1月の第6回では、こうした分野についてもさらに議論を深めていただきました。

本日、お示ししてございます提言は、2月2日の第2回総会までの審議の経過を踏まえまして、記載内容について最終的な整理を行いまして、障害者施策推進協議会から東京都に示されたものでございます。

なお、障害者施策推進協議会の設置根拠や委員構成につきましては33ページ以降の条例や委員名簿をごらんいただければと思います。

続きまして、提言の概要を説明してまいります。資料3の表紙から数えて3枚目をお開き願います。A4横の資料に概要をまとめていますので、そちらをごらんください。

まず提言の位置づけですが、障害者施策推進協議会は障害者の地域における自立生活のさらなる推進に向けた東京都の障害施策のあり方について審議することとしまして、新たな計画の基本的方向性と具体的な施策展開に当たって留意すべき事項についてまとめてございます。

障害者計画と障害福祉計画は、それぞれ障害者基本法と障害者自立支援法に基づく計画でありまして、いずれの計画も都道府県が策定する際には障害者施策推進協議会の意見を聞かなければならないということとされております。

障害者計画は障害者施策の基本理念や、障害者施策に関する基本的事項を定める計画で、幅広く、さまざまな分野にわたって策定される計画です。それから、障害福祉計画は、障害者の生活支援に係る事項につきまして、障害福祉サービスの提供体制の整備ですとか、地域生活、就労支援に関する数値目標を定める計画でございます。こちらは障害者自立支援法に基づく計画ですので、平成19年から数えて現在が第2期目に当たっておりまして、来年度から第3期目となっております。東京都では、これらの計画を一体的に策定しておりまして、障害者施策推進協議会でも一体的にご審議いただいたところでございます。

施策の基本理念は、基本的にこれまでと変わらないものとして現行の計画の理念を引き続き維持することとしてございます。「自己選択・自己決定」の権利が最大限に尊重され、人間としての尊厳をもって地域で生活できるという考え方につきまして、今期の審議の中でも必要な支援を受けながらといった考え方、相談支援の中でのご本人の意思決定の支援といったことの重要性が、改めて委員の中からもご指摘いただきまして、強調いただいたところでございます。

3つの基本理念として挙げられております「障害者が地域で安心して暮らせる社会」、それから「障害者が当たり前で働ける社会」、「すべての都民が共に暮らす地域社会」という考え方は、障害者基本法、それから障害者自立支援法の中でも重要な考え方になっているとおりでございます。

また、このたびの協議会の審議期間中には障害者基本法の改正がありました。その中でも共生社会という考え方が法律の第1条の中に出てきておりました。その実現に向けた取組みが求められているところですが、こういったことにつきましても提言の1ページの「はじめに」といったところでも触れているところがございます。

それから、提言の内容部分につきましても、提言の目次をお開きいただければと思います。

「はじめに」から始まりまして、2つの章で構成してございまして、第1章で今申し上げたような障害者施策が目指していくべき基本的方向性を確認しているところです。それから第2章で、具体的な提言の柱となっている事項を挙げまして、それに沿った取組みについて言及しているところです。

まず1ページをお開きいただきまして、「はじめに」です。冒頭、東京都において障害者計画が継続的に策定され、広範な分野にわたる取組みが進められてきたということについて確認してございます。

続きまして国の動向にも触れまして、障害者自立支援法や児童福祉法の改正、それから今、説明があった障害者虐待防止法の成立に加えまして、障害者基本法の改正など、障害者制度改革の動向を踏まえた対応が必要ということにしてございます。

それから、3ページからの第1章、計画の基本的方向性では、現行計画の基本理念は引き続き維持されるといったことを明確にした上で、次期計画を策定すべきであるという旨を述べてございます。

5ページからの第2章ですが、施策目標の実現に向けてとしまして、現行計画でも掲げている5つの施策目標に沿った取組みについて言及してございます。

まず、サービス提供体制の整備の項目です。サービス量の見込みに当たっての考え方としまして、6ページで、その確保策としての特別助成の計画の必要性を示してございます。またサービスの供給に大きな影響を生じる要素としまして、区市町村における財政上の超過負担ですとか報酬水準の影響があるといったことから、国の施策ではございますが、東京都が国に対して行っている提案要求を参考として記載してございます。東京都としても、引き続き国に対して必要な提案要求を行っていくべきといった提言をいただいているところがございます。

それから7ページですが、身近な地域における相談支援等の体制整備では、法改正などによる相談支援体制の強化について触れてございます。今、皆様にご審議いただいているとおりで、人材の確保は欠かせないといったところで、相談支援専門員の研修を拡大、実施していくべきといったことについて述べられております。

それから8ページの虐待防止法につきましても、今ご審議いただいたとおりですが、実効性のあるものにしていくために、支援体制の整備、人材育成をしっかりとやっていくことが必要であるというふうにしてございます。

それから精神障害者への支援ですが、保健、医療、それから福祉、それぞれということだけではなく、この保健・医療・福祉が緊密に連携していくことが大事であり、訪問型の支援といった具体的な支援方法にも触れていただいているところでございます。

それから、9ページの障害特性に応じたきめ細かな対応といったところでは、重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害など、その特性に応じた支援の必要性というところを示してございます。

10ページからは、障害者自立支援法や障害福祉計画の大きなテーマとなっております、地域生活への移行の促進について記載してございます。

まず、福祉施設入所者の地域生活の移行としまして、地域移行者数の目標を達成するための方策としまして、相談支援、それから生活基盤整備の必要性を述べてございます。

11ページからは、障害者施策推進協議会の委員からも、地域移行と地域定着のための相談支援の必要性ですとか、当事者同士の支援の有効性、それから居住の確保に当たっての課題といったことについて、さまざまなご意見をいただいたところでございまして、こうしたことを着実に進めていくべきということについて触れてございます。

一方で、12ページ、13ページの入所施設につきましては、その必要性につきましてさまざまな意見をいただいたところでございますけれども、この協議会の審議の中でも入所待機者数の推移などといったデータをもとにしまして、国が求めているような、直ちに削減していくといったことは、東京都におきまして、現状では現実的ではないといったことですか、そもそも都内ですと入所施設が全くない地域もあるというところでした、地域生活を支援していくためにも未設置地域には整備が必要であるといったようなご意見もいただいているところでございます。

それから14ページからの、入院中の精神障害者の地域生活への移行というところでは、地域における支援に加えて、より広域的な東京都レベルでの調整や連携が必要といったことについて触れていただいております。こういったことのために、15ページにありますように、今回の自立支援法の改正で法定の事業となりました地域移行支援、地域定着支援だけではなくて、その実効性を確保するためにも、東京都による支援の継続が必要であるといったことにつきまして、委員からも強くご意見をいただきまして、それを反映してございます。

精神保健の分野につきましては、障害施策推進協議会とはまた別の審議会も開会しているところでございます。保健医療計画に記載すべき疾病として新たに精神疾患が加わることになりましたので、今後より一層この保健・医療・福祉の連携した支援体制の構築が必要となってくるといったところでございます。

それから16ページでは、障害者の地域生活のために、一般の住宅を含めた多様な選

択肢が必要であるといったことで、公営住宅を含む、住宅政策と連携した取組みの必要性について触れております。

17ページの災害時における障害者支援では、このたびの東日本大震災の教訓を踏まえまして、17ページの下から四つ目の丸に具体的なものを挙げてございますが、その必要性を触れております。これまでの取組みだけではさまざまな課題があるといったことも指摘いただいておりますので、防災計画の見直しに向けて、これから東京都全体の中でも検討していくところでございますけれども、早急な対策が求められているというところがございます。

それから18ページ、19ページの社会で生きる力を高める支援のところでは、障害児支援の充実、それから特別支援教育の推進、職業教育などについて述べてございます。

児童の場合には、本人の支援とそれから保護者の支援という両方について考えていく必要があるわけですが、4月から児童福祉法の改正を控えておりまして、まずこれを着実、円滑に実施していく必要があるというところがございます。

また、関係機関が連携していく必要性ということにつきまして、以前からずっと言われ続けていることではございますけれども、具体的な連携体制を築いていくといったことが、必要ということがございます。

それから、19ページは教育についてですが、東京都教育委員会では、昨年11月に特別支援教育推進計画第三次実施計画を策定してございます。この計画に基づきまして、特別支援教育や普通学級における支援、職業的自立に向けた支援などに取り組んでいく必要について述べてございます。

それから、20ページからは当たり前に働ける社会の実現としまして、地域生活移行と並んで、障害者自立支援法や障害福祉計画の重要なテーマとなっております就労支援について述べております。審議に当たりましては、東京都からの数値目標の考え方をお示ししましたけれども、障害者施策推進協議会としては、その数値目標で示される一般就労者数の数をふやすといったことももちろん大事ですが、その数値目標だけではなく、就職後の定着支援といったことに着目した取組みも必要といったことについてご意見をいただいたところがございます。

それから、21ページの①関係機関の連携強化というところでは、東京都では障害者就労支援協議会を開催しておりますけれども、ここでの協議の結果を現場での具体的な支援に活かしていく必要があるといったことについて、ご意見をいただいております。

それから、②区市町村就労支援事業につきましては、就労面の支援と生活面の支援を一体的に提供していくということにつきまして、引き続き、定着支援を含めて、身近な地域への支援体制を区市町村レベルで整備していくといったことについて触れてございます。

それから、22ページで、④雇用促進に向けた企業への支援についても触れておりまして、障害者が働き続けるために、具体的には東京都ですと産業労働局が担当している

分野になりますけれども、関係する部局が連携しまして企業や障害者に具体的な支援を行うよう求められているところです。

それから、23ページの福祉施設における就労支援につきましては、障害当事者の方からのご意見としまして、工賃アップにつきましては、効果的な工賃向上の方法を検討してほしいといったご意見をいただいているところでございます。東京都も、これまでこの工賃向上につきましてはさまざまな取組みを行ってきているところですが、より一層積極的な取組みを求められているというところでございます。

それから24ページ、25ページのバリアフリー社会の実現のところでは、ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりの推進について触れてございます。障害者を含むすべての人が安心、安全、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりの推進を目指すべきという福祉のまちづくりの理念を再確認してございます。

また、心のバリアフリーとしまして、「すべての都民が共に暮らす地域社会」を実現するために、意識上の壁を取り除くといったことが重要であり、だれもが当事者であるといったことですか、配慮や支援があれば、だれもが地域で共に暮らしていけるということを理解することの大切さを再確認してございます。このことは改正障害者基本法の中の共生社会にも通ずるところですけれども、最後の「おわりに」というところでも改めて触れているところです。

それから26ページ、27ページのサービスを担う人材の養成・確保では、相談支援のところで触れました研修規模の拡大ですとか、虐待防止などについて触れた上で、法改正により認められた、たんの吸引などの研修ですとか、重症心身障害児者などへの医療サービスを担う人材の確保などにつきまして、事業者への支援を含めて取組みを行っていくように求められているところでございます。

それから、28ページの「おわりに」というところで、最後に首都東京として障害施策の一層の推進の取組みを強く要望するといったことをいただいているところでございます。

それから、38ページ以降は資料ですが、障害者施策推進協議会の調査、審議に当たりまして、東京都からお示した資料を参考資料としてまとめております。今後、いただいた提言を踏まえまして、東京都としてこうした数値目標を含む障害者計画、障害福祉計画の策定を進めていく予定でございます。

この提言を踏まえまして、東京都としての計画案によるパブリックコメントは3月に予定してございます。その際には、自立支援協議会の、本日お越しの委員の皆様にも郵送でお知らせさせていただきたいと考えておりますので、ぜひご協力の方をよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○赤塚会長 ありがとうございます。ご報告でした。

1点だけ私からのお願いといたしますか、お返事はなくて結構ですけれども。

各区市の自立支援協議会の中で、災害時の対応について取り上げているところがあります。その中で、例えば17ページの真ん中あたりにありますけれども、「ヘルプカード」のようなものは、これは東京都全体でやっていただかないと、区や市の中だけでわかるというのでは済まないことなので、ぜひ、東京都として取り上げていただけないかというような要望がありましたので、お伝えしておきます。既に何か検討が始まっているかとも思いますけれども、よろしく願いいたします。

○六串係長 17ページにございます災害時における障害者支援というところで、このページ自体を、今回の東日本大震災を踏まえまして、新たに1ページに起こしたページですけれども、下から四つ目の丸のところの真ん中あたりで、「ヘルプカード」というものがございます。

この「ヘルプカード」につきましては、これまでも東京都の防災の考え方の中でも、「ヘルプカード」という名称ではないのですが、「防災手帳」という考え方で、災害時などに、障害者の方が普段から身につけていただいて、何かあったときに周囲の人が支援しやすいように、支援を受けられやすいようにということで、そういったものをつくるのが望ましいということをお示ししてきているところですが、各区市町村においては、「ヘルプカード」や「安心カード」など、緊急連絡先ですとか、必要な支援内容などが記載されたカードをお持ちいただけるように取組みをしてきていただいているところでございます。

災害のときに限らず、公共交通機関などの利用の際にも、実際に役に立っているような事例も報告いただいているようなところでして、東京都としても、この「ヘルプカード」の取組みを普及促進していきたいと考えているところでございます。

具体的には、来年度24年度の予算案の中での措置としましても、この「ヘルプカード」普及促進事業を新規で予定してございまして、この「ヘルプカード」の標準様式ですとか、作成ポイントなどに関するガイドラインを作成するとともに、リーフレット等によりまして区市町村や都民の皆さんに対して普及啓発を行っていくといったことについて措置を予定しているところでございます。

この「ヘルプカード」というものが、実際につくられるだけではなく、事業者も含めて浸透していただかないと、実際に活用いただけないというところですので、都としてもこういったことを実施していきたいということでもあります。

○赤塚会長 ありがとうございます。

それでは次に進めたいと思います。最初にお話がありましたが、第二次東京都自立支援協議会委員の任期、それから協議会の事務局移管について、事務局からご説明をいただきます。時間が過ぎているのですけれども、もう少し皆さんおつき合ください。お願いします。

○三木課長 事務局からのご報告でございます。

東京都自立支援協議会の事務局の運営でございしますが、これまでは障害者施策推進部

計画課が所管してまいりましたが、平成24年4月からは更生相談所としての相談の実績や、区市町村や民間事業者に対する地域支援に取り組んでおります東京都心身障害者福祉センターに事務局を移管したいと思っております。また、障害福祉サービスを担います相談支援専門員や、サービス管理責任者を養成いたします自立支援法関連、法定研修の事務も、あわせて東京都心身障害者福祉センターに移管します。

協議会委員の皆さんをはじめまして、多くの当事者の皆さんや民間事業者の皆さんのご協力を得て、これらの事業を進めてまいりましたが、今回の移管によりまして、センターの特性でございます地域との関係性が深く、また専門的人材を要するという機能を足しまして、今後とも多方面のご意見を取り入れながら運営していくことで、区市町村の課題を一層明確にし、また、人材育成のあり方などもあわせて検討していくことで、障害者の地域生活を支えます相談支援体制の強化に一層貢献してまいりたいと思っております。

もちろん、事務局を移管いたしましても、本庁計画課や、また精神分野の所管でございます精神各センターも引き続きこの運営に参画してまいりますので、ご支援をよろしくお願いいたします。

ここで心身障害者福祉センターの職員をご紹介します。

調整課長の田口でございます。

○田口調整課長 田口でございます。よろしくお願いいたします。

○三木課長 地域支援課長の安藤でございます。

○安藤地域支援課長 安藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○三木課長 本日、センターから、このほかにも職員が出席しておりますが、時間の関係でご紹介を省略させていただきます。

冒頭の芦田部長のごあいさつにもございましたが、本日をもちまして第二期東京都自立支援協議会委員の任期が終了いたします。この間、皆様には多大なるご協力をいただきました。この場をお借りしまして、改めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

では、次期の第三期となります自立支援協議会委員の今後の改選と委嘱につきましては、改めて事務局からご案内申し上げます。よろしくお願いいたします。

○赤塚会長 ありがとうございます。

最後にもう一件、おつき合ください。東京都が来年度から始める新しい事業に、障害者地域生活移行定着化支援事業というのがございまして、それについてのご説明をお願いしたいと思います。資料がお手元にわたっていると思いますけれども。

○志村係長 居住支援課の志村と言います。お時間が押しているところ申しわけございません。

障害者地域生活移行定着化支援事業について（概要）という資料、両面刷りのペラの資料でございます。そちらについて説明させていただきます。

あと、皆様方におかれましては、日ごろより東京都の障害者施策推進にご協力いただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

座らせて説明させていただきます。

今、説明にもありましたが、推進協の提言を受けまして、今後、東京都においても第三期障害福祉計画を策定することとなっております。国の基本指針にもありますように、今までにも増して、地域移行に向けた取組みが必要になってまいります。障害者地域生活移行定着化支援事業というのは、こうした状況のもと、入所施設から地域での生活へ円滑に移行し、定着を進めていくことに役立つよう実施していくものです。具体的には3つの事業で構成しています。

まず一つ目でございます。障害者地域生活移行・普及啓発事業です。これは入所施設の利用者、保護者、家族、あと施設職員等に対して、地域生活のイメージを付与することを目的とした普及啓発活動を行って、地域生活に対する意識改革を図り、地域移行のさらなる促進を図っていくものです。具体的にはセミナーを開催して、地域移行の事例紹介、地域の各種支援方法など、パネルディスカッション等を行うものです。都内の社会福祉法人に委託して実施していく予定です。

2つ目は、地域移行した利用者の個別支援事業です。障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施してまいります。この事業を行う背景としては、これまで中軽度の障害者の地域移行がかなり進んで、現在、施設入所者の多くは重度の障害者になっているという状況がある。そこで、入所施設から地域移行する重度障害者等を受け入れたケアホーム事業者等に対して、支援に要する経費の一部を補助するといったものです。補助単価は、一人につき月額10万円。ただし1年間です。なお、都外施設の利用者につきましては、中軽度の障害者も対象として地域生活への移行を進めていきたいと考えています。

3つ目の事業が区市町村支援事業です。こちらも障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施するものです。この事業につきましては、裏面の内容に沿ってもう少し詳しく説明したいと思います。

裏面は、来月下旬に区市町村の職員を対象に実施予定の事業説明会で配付予定の資料からの抜粋です。

今、説明している3つの事業について、目的、実施主体、対象者、内容などを表の形で整理しております。(1)(2)は今、説明したので省略させていただきます。

(3)区市町村支援事業ですが、こちらは地域の実情において、障害児、障害者の地域生活の継続及び施設入所児者の地域移行の促進を図る取組みを支援することを目的として実施するものです。現に入所している人の地域移行というよりも、まだ入所していない人が、今後も入所しないで済むようになるためには、どうすればいいかといった、そういった切り口で、成人した障害者だけではなく、障害児とその家族も対象に含めるといった対応を想定しております。入所待機者に並ばせない事業ができればいいという思いで、実施していきたいと思っております。

東京都はこの事業を、包括補助事業の先駆的事业の一つとして実施を考えております。具体的な事業の実施主体は、区市町村となっております。ただし、事業のその全部、または一部をほかの法人に委託したり、または、ほかの法人への補助により実施することも可能としております。また、区市町村以外でも、いろいろな法人と共同で事業を実施するということも可能としております。区市町村における事業実施形態というのは、かなり柔軟なものとする事ができますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事業の対象者ですけれども、地域に居住する障害児、障害者及びその家族としておりますので、基礎的自治体である区市町村におかれましては、これらの人々と直接顔を合わせるような形で事業を実施していただきたいと考えております。事業の内容としては普及啓発と障害児・者の地域生活の継続及び施設入所児・者の地域移行の促進に資すると認められるものを実施していただくこととなります。

具体的にどのようなことができるのか、または必要かということは、地域の状況によって異なると思いますので、重ねて申し上げますが、そのあたりは柔軟な対応が可能となっております。

補助の内容ですけれども、1区市町村当たり30万ということで、補助率は10分の10、東京都が区市町村に対して全額を補助することとなります。ただし、飲食に要する経費及び区市町村の常勤職員の人件費については、補助対象経費からは除外させていただきますので、ご承知ください。

私は昨日、八王子市内の入所施設連絡協議会というところに参加させていただいて、こういった事業も紹介させていただきました。その場には、八王子市の職員の方、自立支援協議会の委員の方もいらっしゃいまして、早速、何かできないかという形で、委員の方から市役所の方に、講演会やイベントをやりましょうという話をされて盛り上がってございました。

本日ご出席の委員の皆様方におかれましても、地元の地域自立支援協議会において、中心的な役割を務めていただいていると認識しております。当然、この事業の性質上、地域自立支援協議会などが事業実施に関与することがかなりあると思っておりますので、地元の区市町村の働きかけも含めて、地元の区市町村の職員の方はもちろんですけれども、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

簡単ではございますが、以上でございます。ありがとうございます。

○赤塚会長 どうもありがとうございます。地域生活の支援ということに関して、非常に重要な新しい事業かと思ひまして、ご説明をお願いしました。また説明会などもあるようですし、詳しくは居住支援課にお問い合わせをということでよろしくお願ひいたします。

それでは、以上でございます。不手際で少し時間がオーバーしてしまいまして、申しわけございませんでした。

来年度は新しい事務局で、新しい委員ということですので、このメンバーでは今日が

最後になるかと思えます。どうもいろいろご協力ありがとうございました。

それでは本日の司会を終わりにして、事務局にお返ししたいと思います。

○三木課長 赤塚会長、また皆様ありがとうございました。本日いただきました貴重なご意見を相談支援体制強化や虐待防止の事業に活かしてまいりたいと思っております。

大変お忙しいところ、本当にありがとうございました。お忘れ物のごきませんよう、ご注意ください。

では、お帰りに当たりましては、職員がエレベーターまで誘導させていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(午後 12 時 17 分 閉会)